

# 第3部 海洋に関して講じた施策

第3部では、第3期海洋基本計画第2部に取り上げられた、政府が総合的かつ計画的に講ずべき373の具体的施策について、令和4年度以降に実施した具体的内容を記述します。

## 1 海洋の安全保障

### (1) 我が国の領海等における国益の確保

#### ア 我が国自身の抑止力・対処力及び海上法執行能力の向上

○令和4年度には、海上自衛隊の艦艇4隻（護衛艦3隻、潜水艦1隻）、航空機1機（固定翼哨戒機1機）を配備させるとともに、南西地域の陸自部隊の空白状況を埋めるため、これまで与那国島・奄美大島及び宮古島への部隊配備を行ってきたほか、令和5年3月には、石垣島に石垣駐屯地を開設したところです。また、令和4年12月に閣議決定された「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に基づき、南西地域における防衛体制の強化や、自衛隊による平素からの常時継続的な情報収集、警戒監視を行っています。（防衛省）

○海上保安庁では、令和4年度に大型巡視船1隻、中型ジェット機1機を就役させたほか、戦略的海上保安体制の構築へ対応するための要員として229人を増員しました。また、平成28年に決定された「海上保安体制強化に関する方針」の見直しを行い、令和4年12月に決定された「海上保安能力強化に関する方針」に基づき、巡視船等の大幅な増強等のハード面の取組に加え、新技術活用や関係機関との連携強化等のソフト面の取組も推進することにより、海上保安業務の遂行に必要な能力の一層の強化を進めています。（国土交通省）



令和4年12月の海上保安能力強化に関する関係閣僚会議の様子



(左) 大型巡視船「わかさ」舞鶴海上保安部所属（令和5年2月就役）  
(右) 中型ジェット機「わかたか3号」北九州航空基地所属（令和4年6月就役）  
（提供：海上保安庁）

- 水産庁は漁業取締本部体制の下、漁業取締船の取締装備の充実や外国漁船対策室の設置等の漁業取締能力の向上を進めたほか、海上保安庁との連携を強化することにより、外国漁船の違法操業への対応能力を高めました。（農林水産省）
- 日本近海を航行する船舶に対して、弾道ミサイル等の発射があった際に、その情報を迅速に伝達するシステムの運用を適切に行いました。（国土交通省）
- 海上保安庁と防衛省・海上自衛隊との間では、日常的に情報共有を実施するとともに、平素から捜索救助や海賊対処の共同運用に加え、不審船対処に係る共同訓練などを実施し、連携の強化を図っています。（国土交通省、防衛省）
- 海上犯罪の未然防止、監視・取締りに関して次の取組を行いました。
  - ・関係機関間の連携強化として、公安調査庁は、外国人活動家等による領海侵入及び国境離島への不法上陸等に関する情報の収集・分析を実施し、得られた情報を内閣官房を始めとする関係機関に対して、適時・適切に提供しました。（法務省）
  - ・国内密漁事犯に対しては、悪質・巧妙化する事案に対処するため、効果的な対策に関する情報共有を図るとともに、広域かつ悪質なものに重点を置き、関係都道府県、水産庁、海上保安庁、警察が連携して、効果的な取締手法の検討や、合同取締りを含む機動的な監視・取締りを実施しました。（警察庁、農林水産省、国土交通省）
  - ・我が国の排他的経済水域（EEZ）における外国漁船による違法操業に対しては、水産庁の漁業取締体制を強化し対応能力を向上させるとともに、水産庁と海上保安庁との連携を強化し、漁業取締船、巡視船艇、航空機により、日本海の大和堆周辺海域において違法操業を行う外国漁船への退去警告の対応を含め、我が国周辺海域の厳重な監視警戒・取締りを実施しました。（農林水産省、国土交通省）
  - ・海上環境事犯に対しては、巡視船艇・航空機のみならず、陸上からも併せて監視・取締りを実施しました。（国土交通省）



大和堆周辺海域における海上保安庁と水産庁の合同訓練  
(提供：水産庁)

- ・密輸・密航事犯に対しては、近年の密輸事犯の巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備などを図り、国内外の関係機関との協力を強化しつつ、離島地域を含め海事・漁業関係者や地元住民からの情報収集を行うとともに、その分析活動に努め、密輸・密航が行われる可能性の高い海域において、監視艇・巡視船艇・航空機による重点的な監視・警戒を実施し、不正薬物・銃器等の社会悪物品、大量破壊兵器等のテロ関連物資や不法入出国者の効果的な水際取締りを実施しました。(財務省、国土交通省)
- ・沖縄県警察国境離島警備隊における訓練の実施、装備資機材の整備、関係機関との緊密な連携の確保等を通じ、国境離島への不法上陸事案等への対処能力の強化を実施しました。(警察庁)
- 公安調査庁は、外国関係機関との連携強化及び人的情報網等の拡充により入手した関連情報を関係機関に対して随時提供し、水際危機管理施策に貢献しました。(法務省)
- 我が国のEEZ等において、事前に我が国の同意を得る必要があるにもかかわらず、同意を得ていない海洋調査活動等が確認されており、これらに対し、海上保安庁の巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた抗議等、関係省庁が連携して的確に対処しました。(外務省、国土交通省)
- 海上保安庁では、漂流・漂着木造船等の早期発見のため、巡視船艇・航空機による日本海側のしょう戒を強化するとともに、漁業関係者や海事関係者、地元住民等からの不審事象の通報に関する働きかけを推進しており、警察等の関係機関と緊密な連携を図りながら、不審事象の発見に努めています。さらに、「海上保安能力強化に関する方針」に基づき、高性能監視レーダを搭載した中型ジェット機などを整備するなど、広域海洋監視能力の強化を進めています。(国土交通省)
- 北朝鮮籍と見られる漁船の漂着事案に関しては、漂着船に生存者がいた場合には、関係機関が連携し、上陸に当たっての検疫所と保健所が連携した生存者の健康状態

の確認等を行うとともに、漂着した木造船等については、全額国費負担の財政支援により、円滑な処理に努めています。(財務省、厚生労働省)

- 海上保安庁では、原子力発電所や石油コンビナート等の危険物施設及び米軍施設等の重要施設に対する巡視船艇・航空機による監視警戒、関連情報の収集、関係機関との緊密な連携による水際対策等のテロ対策に取り組んでいます。また、官民が連携したテロ対策の推進に力を入れており、臨海部のソフトターゲットである旅客ターミナルやフェリー等の海事・港湾事業者等とともにテロ対策を進めました。(国土交通省)

- 国際航海船舶について、船舶への出入管理や立入制限区域の管理等、関係法令に基づく保安対策や、国際港湾施設について、埠頭保安規程等に基づく保安措置が適確に行われるように実施状況の確認や人材育成等の施策を行い、港湾における保安対策を着実に実施し、以下の取り組みを行いました。

- ・官学民が参画する「海上・臨海部テロ対策協議会」を3回開催しました。
- ・G7 広島サミット等に向け、「海上・臨海部テロ対策ベストプラクティス集」の改訂を実施しました。
- ・海事・港湾事業者等のテロ対策に関する意識の醸成等を目的とした「テロ対策啓発用リーフレット」を作成して、海事・港湾事業者へ配布しました。(国土交通省)



G7 広島サミット 主会場にて海上警備を行う巡視艇  
(提供：海上保安庁)

## イ 外交的取組を通じた主権・海洋権益の確保

- 尖閣諸島周辺海域における中国海警船の領海侵入、EEZ における中国等が関与する我が国の同意を得ていない海洋調査活動、韓国による竹島やその周辺での軍事訓練、海洋調査活動等、我が国の主権及び海洋権益が脅かされる事態が発生した場合には、外交ルート等を通じて当該国等に対し、迅速かつ強く抗議を実施しました。(外務省)

- ロシアによるウクライナ侵略によって日露関係は厳しい状況にあり、今この時点では、平和条約交渉の展望について、具体的に申し上げる状況にはないものの、政府としては、北方領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持していく考えです。また、現状下においても、北方領土周辺海域を含む我が国の主権・海洋権益が侵される事態が発生した場合には、外交ルートを通じて迅速に抗議を実施しました。(外務省)

- 中国との間で、日中両国の海洋問題全般に関する定期的な協議メカニズムである日中高級事務レベル海洋協議団長間協議(令和4年6月)、第14回日中高級事務レベル海洋協議(令和4年11月)を開催し、両国の海洋関係機関間で共に関心を有する幅広い問題について意見交換を実施しました。また、第17回日中安保対話(令和5年2月)を開催し、日中の外交・防衛当局間で海洋分野を含む日中両国の安

全保障・国防政策、安全保障・防衛分野における意思疎通等について意見交換を実施しました。（外務省）

- 第5回日・フィリピン海洋協議（令和5年3月）においてシーレーンを共有する戦略的パートナーとして、東シナ海・南シナ海等の両国の周辺海域における最近の情勢やスルー・セレバス海やルソン海峡等における協力強化等について意見交換を行いました。令和5年2月のマルコス大統領による訪日の成果も踏まえて、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の重要性を確認し、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」と「インド太平洋に関するASEAN アウトルック（AOIP）」の実現に向け、海洋分野等で協力を強化していくことで一致しました。（外務省）
- 違法操業の根絶や資源管理の強化等に向け、周辺諸国等に対し働きかけを行いました。特に日中間の漁業に関しては、我が国 EEZ 内における中国違法漁船の問題について、日中高級事務レベル海洋協議などの機会も利用しつつ様々なレベルで日本側の懸念を繰り返し伝達し、漁業者への指導などの対策強化を含む実効的措置をとるよう中国側に累次にわたり申入れを実施し、解決を強く求めています。また、日韓間の漁業に関しては、日韓漁業協定に基づくいわゆる日本海の暫定水域での操業問題等について、韓国側に対して解決を強く求めています。さらに、我が国は、G7 や G20、APEC 等の多国間枠組みにおいても、違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策の議論をリードし、積極的に貢献しています。（外務省、農林水産省）

## ウ 同盟国・友好国との連携強化

- 「開かれ安定した海洋」の秩序を維持し、海上交通の安全を確保するため、同盟国などと連携して海賊対処行動を実施するほか、より緊密に協力し、沿岸国自身の能力向上を支援するとともに、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しました。（外務省、防衛省）

## エ 情報収集・分析・共有体制の構築

- 宇宙基本計画工程表を改訂（令和4年12月23日宇宙開発戦略本部決定）し、海洋状況把握への宇宙技術の活用について、関係省庁における令和4年度末までの取組状況・実績及び令和5年度以降の主な取組を更新しました。（内閣府）
- 令和5年1月、情報収集衛星（レーダ7号機）の打上げを行いました。（内閣官房）
- 防衛省・自衛隊は、各種事態に迅速かつシームレスに対応するため、JAXA が保有する衛星や民間の商用衛星の活用を含め、平素から常時継続的に我が国周辺海空域の警戒監視を行っています。また、省人化・無人化に関し我が国が有する高い技術力を活用し、令和4年度に長期運用可能でかつモジュール交換により将来想定される多用な任務に対応可能なUUVを早期かつ低コストで実現するための「モジュール化UUV」の研究試作品を完成させ、併せて構成品やソフトウェアのモジュールを効率的にUUVに組み込むための規格を記載した「UUV規格基準書」の初版を作成しました。（防衛省）
- 同盟国である米国や同志国等と連携し、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充

実などの各種取組を推進しています。(防衛省)

○防衛省が将来的に導入を検討している滞空型無人機について、各種任務への適合性及び有人機との連携、省人化に寄与する導入の在り方を検証するため、「無人機の試験運用業務委託」を7月に公募、9月に契約し、令和5年度からの試験運用に備え、インフラ等の設備を整備しました。(防衛省)

○先進レーダ衛星(ALOS-4)について、維持設計、プロトフライトモデルの製作・試験及び地上システムの整備等を実施しました。(文部科学省)

○海上保安庁は、海洋監視体制を強化するため、令和4年10月に無操縦者航空機の運用を開始し、我が国周辺海域における監視警戒飛行などを行っています。(国土交通省)



無操縦者航空機

○海上保安庁は、測量船に搭載されたマルチビーム測深機による海底地形調査や音波探査装置による地殻構造調査等を実施するとともに、航空機に搭載した航空レーザ測深機等により、領海やEEZの外縁の根拠となる低潮線調査等を実施しました。(国土交通省)

○防衛省・自衛隊と海上保安庁は、既存の情報共有システムによる連携の強化を行いました。(国土交通省、防衛省)

○巡視船艇・航空機や監視資機材の高性能化を図るとともに、巡視船と航空機を連携させ、監視・取締りを実施しました。(国土交通省、防衛省)

○安全保障環境に即した部隊などの配置や自衛隊による平素からの常時継続的な情報収集、警戒監視を行っています。(防衛省)

## オ 海上交通における安全の確保

○船舶交通の安全確保のため、全国の航路標識について適切な維持管理を行いました。(国土交通省)

○「海の安全情報<sup>8)</sup>」では、地震や津波等の緊急情報、海上工事や海上行事等の海上安全情報、気象現況等の情報をウェブサイト等で広く国民に提供しています。(国土交通省)

○各マリナーレジャーを安全・安心に楽しむために必要な知識、技術等を総合安全情報サイト「ウォーターセーフティガイド<sup>9)</sup>」に取りまとめて公表し、利用者への周知啓発を実施しました。(国土交通省)

<sup>8)</sup> 「海の安全情報(海上保安庁)」<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/>

<sup>9)</sup> 「ウォーターセーフティガイド(海上保安庁)」<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety>

○多様化・活発化する海上活動への対応は、国のみならず民間による安全対策の推進も重要であることから、令和4年7月、水上安全をテーマとした水辺の安全ネットワーク会議（JBWSS）に参加し、海で安全に楽しく遊ぶために必要な事項について周知啓発を実施しました。（国土交通省）

○ミニボート、カヌー、SUP等のマリネリジャーが盛んになっており、海上活動が多様化及び活発化している状況を踏まえ、関係機関・関係民間団体と連携し、ユーザーに対する現場指導を実施したほか、通信販売事業者や販売店等とも連携協力し、安全対策に係る周知啓発活動を実施しました。（国土交通省）

○「知床遊覧船事故対策検討委員会」において取りまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」に掲げられた各種対策について、抜き打ち監査の実施や通報窓口の設置、安全情報の提供など、実施可能なものから速やかに実行に移すとともに、所要の法令改正にも取り組んでいます。（国土交通省）

○波浪、潮位等の観測を着実に実施するため、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計等の観測施設・設備の維持・管理を行いました。また、波浪を予測する数値予報モデルの高解像度化を行い、波浪予測の精度を改善しました。（国土交通省）

○社会的影響が著しい大規模海難の発生を未然に防止するため、海上交通センター等による適時・的確な情報提供に努めるとともに、航行安全上、不適切な航行をする船舶に対しては、必要な安全指導を行いました。また、AISを活用した橋梁への衝突防止対策を実施しました。（国土交通省）

○船舶への情報提供体制の強化を図るため、レーダ、監視カメラ等の増設を進めたほか、広域に業務が拡大する中で管区海上保安本部と海上交通センターの連携強化を図る観点から、大阪湾海上交通センターの管制機能を兵庫県淡路市から同県神戸市へ移転しました。（国土交通省）

○令和3年7月に施行された「海上交通安全法等の一部を改正する法律」に基づき、船舶に対する湾外等の安全な海域への避難を勧告する制度及びバーチャルAIS航路標識の緊急表示制度をそれぞれ施行後初めて運用し、船舶交通の安全を確保しました。（国土交通省）

○迅速かつ的確な海難救助を可能とするため、高性能化を図った巡視船艇・航空機の整備を推進するとともに、救助・救急体制の充実のため、特殊救難隊や全国各地に潜水士、機動救難士を配置しました。（国土交通省）

○漂流予測の精度向上や緊急通報用電話番号「118番」や「NET118」の有効活用



海の安全情報

及び携帯電話のGPS機能を「ON」にすることで緊急通報時に遭難位置を迅速に把握することができる「緊急通報位置情報表示システム」の周知活動に取り組みました。(国土交通省)

○海難救助能力の向上のため、民間の救助組織とも連携した捜索救助に関する合同訓練のほか、近隣諸国との協議、合同訓練及び机上訓練を定期的を実施しました。(国土交通省)

○所定の講習を修了した特殊救難隊員及び機動救難士等を「救急員」として指名し、消防機関の救急隊員と同様の範囲内で応急処置を実施することが可能となる「救急員制度」を適切に運用し、海難救助に万全を期しています。(国土交通省)

○国土交通省では、カメラ画像からの船舶検出等の手法を用いてAIS非搭載船舶の位置を把握する技術開発の検討を行いました。(国土交通省)

○農林水産省では、漁船へのAIS搭載の普及促進のため、関係府省と連携し、周知啓発活動を実施しました。(農林水産省)

○防衛省では、自治体や関係機関からの災害派遣要請に備え、情報伝達・共有を適切に行っています。特に、他機関の勢力では対応が困難な本土から遠く離れた離島や海域での船舶からの急患輸送や、火災、浸水、転覆など緊急を要する船舶での災害に対して、海上保安庁又は都道府県知事からの要請に基づき海難救助を実施しました。(防衛省)

○海上交通の安全を確保するため、海況に関する情報を海洋速報<sup>10</sup>として平日毎日作成し、インターネットにより提供するほか、来島海峡の潮流シミュレーション情報<sup>11</sup>についてもインターネットで提供しました。(国土交通省)

○国際ルール策定のために国際水路機関(IHO)に設置された水路業務・基準委員会の作業部会に参画し、次世代電子海図作製の仕様等に関する国際基準等の策定の検討を行いました。(国土交通省)

○捜索救助活動や流出油の防除活動を迅速かつ的確に実施するため、関係府省連携の下、漂流予測の精度向上に取り組みました。(国土交通省)

聴覚や発話に障がいのある方へ

海上保安庁 JCG NET118 海での事件・事故に関する緊急時の通報は『NET118』をご利用ください。

緊急時の通報 海での事件や事故

NET118は、聴覚や発話に障がいのある方のためのインターネットを使用した緊急時の通報サービスです。携帯電話・スマートフォンを使い、素早く海上保安庁に通報することができます。

ご利用できる方

費用：無料  
携帯・スマートフォンの通信料が別途必要です。

聴覚に障がいを持つ方 発話に障がいを持つ方

NET118について

<sup>10</sup> 「海洋速報&海流推測図(海上保安庁)」

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/KAIYO/qboc/index.html>

<sup>11</sup> 「来島海峡潮流情報(海上保安庁)」

[https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TIDE/kurushima\\_tidal\\_current/internet\\_currpred/Kurushima/htmls/select\\_areamap.html](https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TIDE/kurushima_tidal_current/internet_currpred/Kurushima/htmls/select_areamap.html)



## 力 海洋由来の自然災害への対応

- 防災対策に資する南海トラフ地震調査研究プロジェクトでは、海域における地震活動の把握のために、地震性堆積物や地震データの解析、地震観測に向けた整備、地下構造や断層モデル高度化を進めました。また、「通常と異なる現象」発生後の時間推移についても考慮した地震や津波のハザード・リスクの防災情報創生にむけたシステムの構築を進めました。（文部科学省）
- 日本海溝海底地震津波観測網（S-net）<sup>12</sup>や南海トラフ地震対策のための地震・津波観測監視システム（DONET）<sup>13</sup>を着実に運用するとともに、観測データの利活用推進に取り組みました。（文部科学省）
- 南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全を確保するための対策を行いました。（農林水産省）
- 海岸防災林の整備を行い、津波に対する減災機能も考慮した復旧及び再生を推進しました。（農林水産省）
- 海岸堤防の整備や耐震化、水門等の統廃合や自動化・遠隔操作化等の海岸保全施設等の整備を推進するとともに、国土保全の観点から、砂浜保全等の侵食対策を推進しました。（農林水産省、国土交通省）
- 全国の水門・陸閘等（海岸保全施設）の電力供給停止時の操作確保、全国の海岸堤防等の高潮・津波対策及び耐震対策を推進しました。（農林水産省、国土交通省）
- 国土強靱化の取組をさらに強化するため、高波等に対する面的防護対策を進めました。（農林水産省、国土交通省）
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）を踏まえ、津波・高潮対策や老朽化対策等を推進しました。（農林水産省、国土交通省）
- 海岸保全施設における維持管理等の効率化を図るため、ICTによる維持管理の効率化について検討しました。（国土交通省）
- 想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化を図るため、都道府県の「高潮浸水想定区域等」の指定等の支援を行いました。（農林水産省、国土交通省）
- 気候変動の影響による海面水位上昇等に関する文献等の収集を行いました。（農林水産省、国土交通省）
- 令和2年7月の「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言を踏まえ、気候変



海岸堤防の耐震対応の状況

<sup>12</sup> 「日本海溝海底地震津波観測網（S-net）」<https://www.seafloor.bosai.go.jp/S-net/>

<sup>13</sup> 「地震・津波観測監視システム（DONET）」<https://www.seafloor.bosai.go.jp/DONET/>

動影響を考慮した海岸保全基本計画への変更を推進するため、勉強会を開催し海岸管理者への支援を実施しました。(農林水産省、国土交通省)

○災害発生時においても海上輸送ルート of 安全確保を図るため、航路標識の耐災害性強化に係る整備を実施しました。(国土交通省)

○津波発生時の船舶の避難計画策定を支援するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等による津波の被害が予想される地域について、港湾等における津波の挙動を予測した津波防災情報図<sup>14</sup>を作成し、提供しました。(国土交通省)

○平成 28 年 3 月に改定した臨海部防災拠点マニュアルに基づき、耐震強化岸壁の整備を推進しました。(国土交通省)

○非常災害時における国による港湾施設の管理制度等を踏まえた訓練や基幹的広域防災拠点(川崎港、堺泉北港)の運用体制の強化を図りました。また、港湾 BCP や広域港湾 BCP に基づく訓練を推進し、当該計画の改善等を図りました。(国土交通省)

○重要かつ緊急性の高い港湾施設の嵩上げ・補強等の浸水対策を実施し、高潮・高波等による被害軽減を図りました。(国土交通省)



上部工の嵩上げ



消波ブロックの嵩上げ

○各港での港湾 BCP の策定の参考資料となる「港湾の事業継続計画(港湾 BCP)策定ガイドライン」(改訂版)を公表しました。(国土交通省)

○大規模災害時に船舶の活用が迅速に対応可能となるよう、「災害時の船舶活用マニュアル策定ガイドライン」を公表し、地方運輸局を通じて地方公共団体等に対して、マニュアル等の策定を促しました。(国土交通省)



台風通過後のフェリーターミナルにおける荷役の様子

徳島小松島港

○災害時における、通信インフラ障害に対応できるよう、携帯電話基地局の船上開設に向け、携帯電話事業者と民間フェリー事業者等との協定締結の促進のため、調整を進めています。(国土交通省)

○大規模地震等の災害発生時において、船舶の円滑な避難を支援するため、「海の安全情報」による迅速・確実な災害情報等の提供及び注意喚起を実施しました。(国土交通省)

○各港において情報連絡体制の確認及び情報伝達訓練を実施し、港則法に基づく避難勧告等を効果的に運用しました。(国土交通省)

○波浪及び潮位の観測は、「第3部 1 (1) 才」に記載しています。

<sup>14</sup> 「津波防災情報図(海上保安庁)」<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAIYO/tsunami/index.html>

## (2) 我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保

### ア 我が国の重要なシーレーンにおける取組

○新型コロナウイルス感染症拡大の影響による各国との往来制限が徐々に緩和される中、多国間会合として、第 22 回北太平洋海上保安フォーラムにオンライン形式で、第 18 回アジア海上保安機関長官級会合に対面で参加及び世界海上保安機関長官級会合の関連イベントとしてオンラインシンポジウムを実施しました。また、二国間会合として、アメリカ、インド、オーストラリア、フィリピン、ベトナム、インドネシアとの間で長官級会合を実施することで、各国海上保安機関との連携を深めました。さらに、外国海上保安機関職員に対する技術指導等に専従する海上保安庁モバイルコーポレーションチームにより、海上法執行を含む海上保安分野における能力向上支援を現地への派遣及びオンライン形式で実施しました。(国土交通省)



ジブチ沿岸警備隊に対する能力向上支援

○アジア・アフリカ等のシーレーン沿岸国への能力構築支援及び海上法執行能力向上支援に関して、以下の取組を実施しました。

#### ①二国間の ODA による能力向上支援（外務省）

- ・2021 年 12 月、ジブチ沿岸警備隊への巡視艇 2 隻の建造支援及び浮棧橋の整備に関する書簡の交換
- ・マレーシア海上法令執行庁に対する JICA 専門家の派遣
- ・フィリピン沿岸警備隊に対する JICA 専門家の派遣
- ・ジブチ沿岸警備隊に対する JICA 専門官の派遣

#### ②海上法執行能力等向上支援（国土交通省）

- ・フィリピン沿岸警備隊、ベトナム海上警察、マレーシア海上法令執行庁、インドネシア海上保安機構及びその他インドネシア海上保安機関、スリランカ沿岸警備庁、ジブチ沿岸警備隊、モーリシャス関係機関に対し、国際法から制圧まで海上法執行をはじめ、潜水技術等の捜索救助、鑑識業務、油防除に係る能力向上支援を現地及び本邦にて複数回実施。



ベトナムに対する水中不発弾処分分野における能力構築支援の様子

○海上自衛隊艦艇・海上保安庁巡視船の派遣、共同訓練等について、以下の取組を実施しました。

### ①防衛関係（防衛省）

- ・令和4年6月～10月、護衛艦「いずも」等をインド太平洋方面に派遣し、各国と共同訓練を実施
- ・令和5年1月～5月、掃海母艦「うらが」等をインド太平洋・中東方面に派遣し、各国と共同訓練を実施
- ・スリランカに対する航空救難分野、フィリピンに対する艦船整備分野及び航空医学分野、ベトナムに対する水中不発弾処分分野、潜水医学分野及び航空救難分野に関する能力構築支援を実施

### ②海上保安関係（国土交通省）

- ・令和4年5月及び令和5年1月、海賊対策のため海上保安庁の巡視船・航空機をインドネシア周辺海域やベトナム等に派遣し、公海上でのしょう戒のほか、沿岸国海上保安機関との連携訓練を実施



インド太平洋方面派遣の様子  
(提供：海上自衛隊)

- 防衛省・自衛隊は、東南アジア諸国に対し、海洋安全保障に関する能力構築支援の取組を行っており、沿岸国などの能力の向上を支援するとともに、我が国と戦略的利害を共有するパートナーとの協力関係を強化しています。「自由で開かれた海洋」の維持・発展に向け、防衛当局間においては、二国間・多国間の様々なレベルの安全保障対話・防衛交流を活用して各国との海洋の安全保障に関する協力を強化することとしており、拡大 ASEAN 国防相会議（ADMM プラス）や西太平洋海軍シンポジウム（WPNS）をはじめとした地域の安全保障対話の枠組において、海洋安全保障のための協力の推進をしました。（防衛省）
- 令和4年9月から11月にかけて、東南アジア諸国や南アジア諸国、ソマリア周辺国、西アフリカ諸国、大洋州諸国等の法執行能力向上のため、これらの国々の海上法執行機関職員に対し独立行政法人 国際協力機構（JICA）による「海上犯罪取締り」来日研修を実施し、海上保安庁により海賊対策を始めとする海上犯罪の取締りに必要な知識・技能に関する講義を実施しました。（外務省、国土交通省）

- 日・フィリピン海洋協議の第4回（令和3年10月）会合（オンライン開催）において、巡視船や沿岸監視レーダといった装備面及びフィリピン国軍及び沿岸警備隊の人材育成について日本の協力を実施。このことについて、フィリピン側から深い謝意表明がありました。（外務省）
- フィリピン及びマレーシアの海上保安機関に対し、海上法執行等の能力向上支援のため JICA 専門家の派遣を実施（継続）しました。（外務省）
- 「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき、防衛省・自衛隊は、海上自衛隊護衛艦を派遣海賊対処行動水上部隊として、また、海上自衛隊 P-3C しょう戒機を派遣海賊対処行動航空隊として派遣し、同海域での民間船舶の防護及び警戒監視等を実施しています。さらに、派遣される護衛艦に海上保安官を同乗させ、法執行に必要な体制を確保しています。（国土交通省、防衛省）
- ソマリア沖海賊対策に係る国際社会の取組に関与すべく、違法な海上活動に関するコンタクト・グループ（CGIMA（旧 CGPCS））に継続的に関与しています。（外務省）
- 令和4年6月、日本の補正予算を利用して IMO 主催で DRTC（ジブチ地域訓練センター）において、港における密輸対策に関するワークショップを開催。コモロ、ジブチ、エチオピア、ヨルダン、ケニア、マダガスカル、モーリシャス、モルディブ、オマーン、南ア、ソマリア、タンザニア、イエメンから海軍・海保・港湾関係者等が出席し、海上犯罪への対処に関する理解を深める機会となりました。（外務省）
- ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として護衛対象船舶の選定を行っています。また、海賊多発海域を航行する日本船舶において小銃を用いた特定警備を実施することができること等について規定した日本船舶警備特措法については、令和4年12月に同法施行令改正を行い対象船舶を拡大し、その的確な運用を図ることで一層航行の安全を確保しています。（国土交通省）
- マラッカ・シンガポール海峡に設置されている航行援助施設（灯浮標等）の基礎情報及び施設の劣化状況や変状箇所把握のための点検調査及び航行援助施設を維持管理する沿岸3か国の政府担当者を対象としたキャパシティビルディング事業を実施するとともに、同メカニズムの下に設置されている各種委員会に参加し、利用国及び利用者等との協力関係を構築しています。（国土交通省）
- アジアの海賊対策のため、日本は ReCAAP の作成を主導しました。協定に基づきシンガポールに設立された情報共有センター（ISC）に、事務局長補を派遣しているほか、財政支援を行い、沿岸国の海上保安機関の能力構築等の同センターの活動を支援しています。（外務省）
- パラオ共和国海上保安当局からの要請を受け、海上保安庁モバイルコーポレーションチーム職員等により、船舶や離島などでの傷病者救助を想定した、心肺蘇生法や傷病者搬送法など救急・救助技能についての能力向上支援を実施しました。（国土交通省）
- 国連薬物・犯罪事務所（UNODC）グローバル海上犯罪プログラム（GMCP）を通じて、インド太平洋諸国の海上法執行能力向上に貢献しています。日本の補正予

算によって2022年3月から23年2月にかけてGMCPが実施した「自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた海上保安庁の専門知識を活用したコロナ禍における東南アジアの海上安全保障の強化」事業により、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、東ティモール、ベトナムを対象に、海上状況把握（MDA）能力、海上法執行機関（MLE）の知識と能力、海上犯罪に対する海上国境警備及びMLEの刑事司法能力の強化が支援されました。また、GMCPは2023年1月から日本の補正予算によって「インド太平洋において生じている海上の脅威の実現に向けた自由で開かれた海洋空間と海上の法の支配を維持するための海上保安庁の専門知識を活用した海上安全保障の強化」事業を実施しており、バングラデシュ、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、モルディブ、フィリピン、スリランカ、タイ、東ティモール、ベトナム、大洋州諸国を対象に、海上の脅威、海上犯罪（薬物取引、不法移民など）及び海上事故に対するMLE能力強化支援を行っているほか、令和5年度国際連携無償として、キリバス、ソロモン諸島、ツバル、ナウル、バヌアツ、パラオ、フィジー、マーシャル諸島、ミクロネシアを対象とした支援も行っています。（外務省）

#### イ 情報収集・集約・共有体制の強化

- 同盟国である米国や同志国等と連携し、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています。（防衛省）
- フィリピン、マレーシア、ソロモン諸島、タイ、インドネシアにて開催されたMDAスクール（UNODC(国連薬物犯罪事務所)主催）に講師として職員を派遣すると共に、東南アジアの海上保安機関職員の日本招聘プログラム（UNODC主催）において、国内関係機関との意見交換や施設見学を実施するなどMDA能力向上支援を行いました。（内閣府、国土交通省）

#### ウ 能力構築支援等

- 令和4年5月の日米豪印首脳会合を踏まえ、「MDAのためのインド太平洋パートナーシップ（IPMDA）」に基づき日米豪印で連携し、関係各国とのMDA能力構築協力を推進しています。（外務省、内閣府、NSS、国交省、防衛省）
- 我が国のシーレーンの要衝を占める戦略的に重要な地域に位置するASEAN諸国には、「ビエンチャン・ビジョン2.0」に基づき、能力構築支援、共同訓練・演習及び防衛装備・技術協力などの協力を推進しています。日米・日豪間ではそれぞれ能力構築支援が重要な取組の1つとなっており、二国間協力に加えて、ADMMプラスやWPNSをはじめとした多国間の枠組での協力も強化しています。（防衛省）



日米豪印首脳会談の様子

- 米国、豪州、英国、フランス、インド、フィリピンとの間で、海洋をテーマに意見交換を実施しました。（外務省）
- 太平洋島嶼国との協力に関する「ブルーパシフィックにおけるパートナー(PBP)」を令和4年6月に立ち上げ、9月に外相会合を実施し、その中で違法・無国籍・無規制(IUU)漁業対策や、海洋及び環境の保護に関して意見交換を実施しました。（外務省）

### (3) 国際的な海洋秩序の強化

#### ア 「法の支配」の貫徹に向けた外交的取組の強化

○ADMM プラスや WPNS をはじめとした多国間枠組の取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤として、地域における多国間の協力強化に取り組んでいます。（防衛省）



拡大 ASEAN 国防相会議での小野田政務官  
(2022年11月)

○令和4年11月の第9回 ADMM プラスで、小野田防衛大臣政務官から、東シナ海については、我が国固有の領土で

ある尖閣諸島周辺における中国による日本の主権を侵害する活動の継続・強化といった、力による一方的な現状変更の試みが行われている旨を強く指摘しました。また、南シナ海についても、力による一方的な現状変更及びその既成事実化が依然続いている旨を強く指摘しました。さらに、台湾海峡の平和と安定は、地域の安全保障に直結する重要な問題であり、台湾をめぐる問題については、対話によって平和的に解決されることを期待する旨を表明しました。南シナ海行動規範に関しては、実効的かつ実質的で、国連海洋法条約を始めとする国際法に合致したものとなるべきであり、全てのステークホルダーの正当な権利や利益を侵害するものとならないことを訴えました。（防衛省）

○8月のEAS参加国外相会議及びARF閣僚会合で、林外務大臣から、東シナ海及び南シナ海における、力による一方的な現状変更の試みの継続・強化への強い反対を表明するとともに、東シナ海では中国による日本の主権を侵害する活動が継続・強化されていることを指摘しました。その上で、海洋権益の主張や海洋における活動は国連海洋法条約に基づいてなされるべきである旨述べるとともに、2016年の比中仲裁判断や南シナ海に関する行動規範(COC)にも言及し、COCは国連海洋法条約に合致すべきであり、南シナ海を利用する全てのステークホルダーの正当な権利や利益を害してはならない旨述べました。（外務省）

○11月のEASで、岸田総理大臣から、東シナ海では中国による日本の主権を侵害する活動が継続・強化されており、南シナ海でも軍事化や威圧的な活動等、地域の

緊張を高める行為が依然続いていると指摘しました。また、本年 8 月の EEZ を含む日本近海への弾道ミサイル着弾に言及した上で、台湾海峡の平和と安定も、地域の安全保障に直結する重要な問題である旨述べました。(外務省)

○国際連合関係機関に、次の日本人ポストを確保、在任させています。

(外務省、国土交通省)

- ・国際海洋法裁判所の裁判官
- ・大陸棚限界委員会の委員
- ・国際海底機構理事会の補助機関である法律・技術委員会及び財政委員会の各委員
- ・国際海事機関の会議部長を含む 5 名の事務局職員(ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー (JPO) を含む)

○日本が作成を主導した ReCAAP に基づき設立された ISC に、事務局長補を継続して派遣しました。(海上保安庁)

○国際法学会との共催(協力：日本財団)で第 23 回国際法模擬裁判「アジア・カップ」を 8 月に開催しました。今次大会では、相対する二国間の 200 海里以遠の大陸棚が重複する海域における境界画定及び海洋科学調査の実施を題材とし、8 か国(日本、インドネシア、マレーシア、ネパール、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナム)の大学生がオンラインで開催された口頭弁論(本戦)に参加し、英語による書面陳述・弁論能力等を競いました。

○平成 27 年 10 月に、法とルールが支配する海洋秩序強化の重要性について各国との認識の共有を図るため、アジア諸国の海上保安機関の若手幹部職員を対象に、海上保安政策に関する修士レベルの教育を行う海上保安政策課程(現在は「海上保安政策プログラム」)を開講しました。これまでにバングラデシュ 2 名、インド 2 名、インドネシア 3 名、マレーシア 10 名、フィリピン 9 名、スリランカ 9 名、タイ 2 名、ベトナム 3 名及び日本 12 名の海上保安機関職員計 52 名(令和 3 年度末より 5 名増加)が同プログラムを修了しました。(国土交通省)

## イ 戦略的な情報発信の強化

○「自由で開かれたインド太平洋」に関するページを外務省ウェブサイト開設し、「自由で開かれたインド太平洋」の概念及び日本の取組についてまとめたパンフレット及び動画(日本語及び英語)をウェブサイト上に掲載しています。(外務省)

○インド太平洋地域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することにより、この地域をいずれの国にも分け隔てなく安定と繁栄をもたらす「国際公共財」とすべく、我が国は、「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP)の推進に向けて、次の 3 本柱の取組を進めており、国際的な場で首脳・閣僚レベルを含めたあらゆるレベルで積極的に発信しました。

- ・法の支配、航行の自由、自由貿易などの普及・定着
- ・国際スタンダードにのっとった「質の高いインフラ」整備等を通じた連結性の強化などによる経済的繁栄の追求
- ・海上法執行能力の向上支援などを含む平和と安定のための取組



令和5年3月、岸田内閣総理大臣は、訪問先のインド・ニューデリーにおいて、「平和の原則と繁栄のルール」、「インド太平洋流の課題対処」、「多層的な連結性」、「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組」を FOIP 協力の 4 つの柱とする、FOIP の新たなプランを発表し、取組を強化しています。

(外務省)

○日本海に関する我が国の主張は、外務省のウェブサイトで 9 か国の外国言語（英語、韓国語、中国語、ロシア語、フランス語、アラビア語、ドイツ語、イタリア語及びスペイン語）で情報発信しています。（外務省）

○日本海は国際的に確立した唯一の呼称である事実を韓国政府や第三国に対して継続して発信しました。また、国際会議等における韓国による一方的な主張に対し、その都度反論を行いました。（外務省）

## ウ 政府間の国際連携の強化

○ADMM プラスや WPNS をはじめとした多国間枠組の取組については「第 3 部 1 (3) ア」に記載しています。

○新型コロナウイルス感染症拡大の影響による各国との往来制限が徐々に緩和される中、多国間会合として、第 22 回北太平洋海上保安フォーラムにオンライン形式で、第 18 回アジア海上保安機関長官級会合に対面で参加及び世界海上保安機関長官級会合の関連イベントとしてオンラインシンポジウムを実施しました。（国土交通省）

○米国が平成 15 年 5 月に発表した「拡散に対する安全保障構想 (PSI)」に基づき、大量破壊兵器などの拡散阻止に関する政策上・法制上の課題検討のための会合や、拡散阻止能力の向上のための PSI 訓練などの取組が行われており、日本はこれまで、各種会合や訓練に関係機関職員や艦艇・航空機等のアセットを派遣しています。令和 4 年 8 月に対面で米国主催訓練に参加し、各国とともに拡散阻止能力の向上や連携強化、PSI の取組への理解促進を図りました。（警察庁、外務省、財務省、国土交通省、防衛省）